

農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領について(旧対応要領との変更)

- ・ 農林水産省では「農林水産分野における事業者の個人情報漏えい事案等への対応要領」を定め、事業者において個人情報の漏えい等が発生した場合の農林水産省への報告の迅速かつ適切な実施を図っているところ。
- ・ 平成20年7月個人情報保護関係省庁連絡会議(当省は官房長が構成員)において、内閣府から個人情報保護に関するガイドラインの共通化について示され、これに基づき概ね1年以内を目途に各事業分野のガイドラインの共通化に取り組むこととなった。
- ・ これを踏まえ、農林水産省において「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成21年7月10日農林水産省告示第924号)を制定したところであり、同ガイドラインの変更に伴い、対応要領についても所要の変更をすることとなった。

変更点

個人情報の漏えい等の事実を把握した場合
農林水産省へ報告



個人情報の目的外利用、安全管理措置を講じず個人情報の漏えいがあった場合など、個人情報の取扱いについて法違反又は法違反のおそれが発覚した場合
農林水産大臣へ報告するよう努める

【法違反又は法違反のおそれとは】
農林水産関係事業者の法的義務である事項(ガイドラインにおいて「しなければならない」と記載している事項)に従わなかった場合又は従わなかったおそれがある場合
(例)
・ 事業者が個人情報を目的外利用をした場合(法第16条)
・ 個人情報の取扱いに関する内部規程の未整備や従業員への周知の不徹底により、個人データが漏えいした場合(法第20条)
・ 事業者が委託先の監督を怠ったため、委託先において個人データが漏えいした場合(法第22条)
なお、原因の特定に時間を要する場合は「おそれ」に該当

【報告に当たって】
以下のいずれかに該当する事案は速やかに報告するよう努める。
漏えいした個人情報の量が多い事案
漏えいした個人情報に機微情報が含まれており二次被害の可能性のある事案
類似事案の発生する可能性が大きい事案
事実関係、再発防止策等を公表する事案
ただし、軽微と思われる事案(個人情報の漏えいに至らなかった事案等)については、月1回程度まとめて報告しても差し支えない。